

湘南里川づくりみんなの会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、「湘南里川づくりみんなの会」という。

(目的)

第2条 この会は、金目川水系の河川等を地域の貴重な財産として次世代を担う子どもたちに引き継いでいくため、「湘南里川づくりを推進するためのビジョン」（以下「ビジョン」という。）に掲げる理想像の実現に向け、市民と行政の協働により清掃、植栽、生き物観察会など河川等の保全・活用に取り組む「湘南里川づくり」を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員（「湘南里川見守り隊」と称する。）の活動を応援する事業
- (2) 会員間のネットワークを図るための交流事業
- (3) 湘南里川づくりを周知するための広報事業
- (4) その他湘南里川づくりの推進に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した次のア又はイに該当する団体及び個人並びにウに定める団体
 - ア 金目川水系の流域で河川環境保全活動等を行う団体
 - イ この会の運営若しくは事業又はアの活動にボランティア等として参加する個人
 - ウ 平塚市、秦野市及び伊勢原市並びに神奈川県の間
- (2) 子ども会員
この会の目的に賛同して入会した湘南里川づくりにボランティア等として参加する生徒及び児童
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、会の運営及び前条の事業を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、前条第1号ウに規定する団体を除き、会長が別に定める申込書により、会長に申込みものとし、会長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 2年以上会員継続の意思が確認できないとき。

(5) 賛助会員については、湘南里川づくりみんなの会における賛助及び寄附に関する細則第9条に定める事項に該当するとき。

(退会)

第7条 会員は、第4条第1号ウに規定する団体を除き、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 この会に次の役員を置き、正会員から選任する。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以内
 - (3) 幹事 7人以上
- 2 幹事のうち、4人は、第4条第1号ウに定める各団体において「湘南里川づくり」の推進を所管する機関及び所属の長からそれぞれ推薦された者（以下「行政幹事」という。）とする。
- 3 行政幹事のうち、1人は会計監査を担当する（以下「会計監事」という。）。
- 4 幹事（行政幹事を除く。以下同じ。）のうち、1人は経理事務を担当する（以下「経理責任者」という。）。

(選任)

第10条 会長、副会長及び幹事は、総会において選任する。

2 経理責任者は、役員会において選任する。

(職務)

第11条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 会計監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 前号の規定による監査の結果、この会の財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (4) この会の財産の状況について、役員に意見を述べ、又は役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第4章 総会

(種別)

第13条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) ビジョンの変更
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 会長、副会長及び幹事の選任等に関する事項
- (6) その他この会の運営に関する重要事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 第11条第4項第3号の規定により、会計監事から招集があったとき。

(招集)

第17条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 役員会

(構成)

第20条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第21条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 正会員から神奈川県平塚土木事務所が定める「金目川水系河川における草刈り活動の一環として行われる草花の植栽実施要領」第10条第1項に基づく調整の請求があった

とき。

(3) 第11条第4項第4号の規定により、会計監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 役員会は、会長が招集する。

(議長)

第24条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第25条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を得て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支決算書等として作成し、会計担当の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第28条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

(事務局)

第29条 この会の事務局は、神奈川県平塚市中里50-1神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部企画調整課に置く。

2 事務局に事務局長を置く。

(細則)

第30条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成23年5月23日から施行する。

2 湘南里川づくり推進準備会の正会員であって、引き続き、この会の正会員として入会を希望する団体及び個人は、第5条第1項の規定にかかわらず、第4条第1号に定める正会員とする。

附 則

この会則は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月22日から施行する。